第1部総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が公表されるとともに、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

こうした動向のもと、宇陀市では、平成 17 年 3 月に旧大宇陀町、旧莬田野町、旧榛原町、旧室 生村がそれぞれ「次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定し、総合的な子育て支援を推進して きました。

平成 18 年 1 月の町村合併を経て、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境等が変化する中、これまでの実績や効果を踏まえ旧町村前期計画の見直しを行い、新しく宇陀市として平成 22 年 3 月「次世代育成支援後期行動計画」を策定し次代を担う子どもたちの育成を支援するための各種事業に取り組んでいます。

そうした中で、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を提供する体制の計画的な整備を図るとともに、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度からは『子ども・子育て支援新制度』が創設・施行される予定となっています。

宇陀市においても、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、支援法に基づき、「宇陀市子ども・子育て会議」を設置し、これまでの取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、平成27年度からの「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に策定します。あわせて、新法に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」(以下「基本指針」という。)を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、奈良県が策定する「奈良県こども・子育て応援プラン」や「宇陀市総合計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

宇陀市総合計画(後期基本計画) H25~29年度 「 自然と共生し、歴史・文化が育む ふれあいと活力あるまち 宇陀市 」 ~4つの基本理念と6つの基本目標~



宇陀市次世代育成支援後期行動計画 H22~26年度 「子どもが地域に見守られ 安心して未来に羽ばたけるまち 宇陀」



宇陀市子ども·子育て支援事業計画 H27~31年度

3. 計画の位置づけと期間

本計画の計画期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間を第1期とします。 なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年となる平成29年度を目安として、本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には、第1期計画の見直しを行います



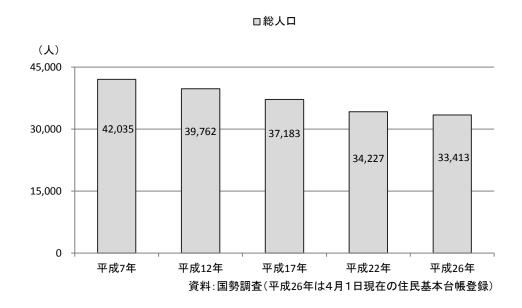
宇陀市の少子化の動向と子育ての状況

1 少子化の動向

(1)人口の推移

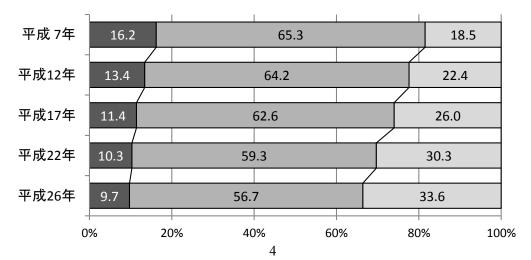
総人口は、減少傾向が続いており、平成26年4月現在33,413人となっています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口比率については減少傾向にあり、平成26年では9.7%となっています。一方、高齢者人口比率については増加傾向となっており、少子・高齢化が急速に進行しています。



年齢3区分別人口の推移

■年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) □高齢者人口(65歳以上)

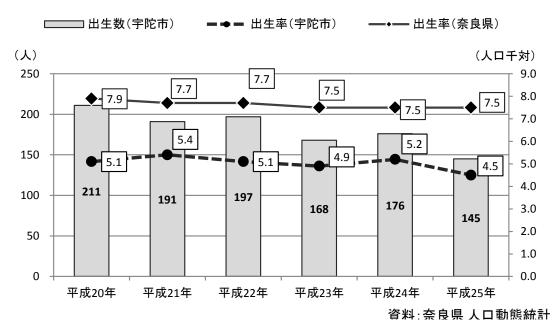


(2) 自然動態と社会動態

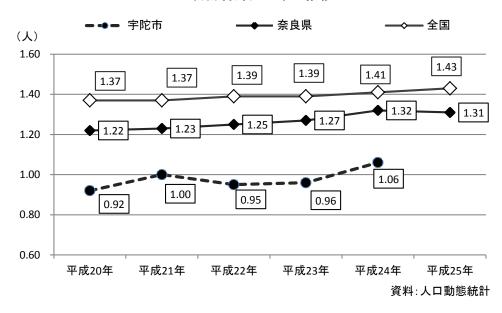
①出生数と出生率の動向

出生数の動向をみると、減少傾向が続いており、平成 25 年では 145 人となっています。出生率については、近年5前後(人口千人あたり)で推移しており、平成 25 年では 4.5 となっています。奈良県の値 7.5 と比較すると低い値となっています。

また、合計特殊出生率については、平成 24 年では 1.06 となっており、全国や奈良県の値を下回っていますが、近年わずかながら上昇傾向がみられます。



合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率:女性(15歳~49歳)が出産する子ども数

②転入と転出の動向

転入と転出の動向については、各年マイナスとなってはいるものの、平成 21 年以降は減少がゆるやかな傾向となっています。

◆転入と転出の動向

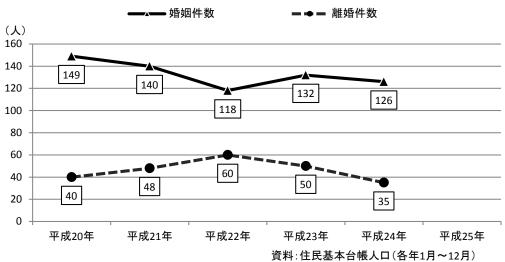
単位:人

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 転入 | 733 | 702 | 737 | 753 | 717 | 678 |
| 転出 | 1, 189 | 1, 214 | 1, 080 | 1, 063 | 1, 002 | 921 |
| 社会増減 | -456 | -512 | -343 | -310 | -285 | -243 |

資料:住民基本台帳人口(各年1月~12月)

(3) 婚姻と離婚の動向

婚姻と離婚の推移をみると、婚姻件数については、減少傾向が続いており、平成 24 年では 126 件となっています。離婚件数については、平成 22 年以降減少しており、平成 24 年では 35 件となっています。



20~30 歳代の未婚率についてみると、すべての年代で未婚率が上昇傾向にあります。男女ともに 30 歳代後半の上昇率が高く、晩婚化が進んでいることがわかります。

◆未婚率の推移

男性 単位:%

| | 平成17年 | 平成22年 |
|--------|-------|-------|
| 20~24歳 | 95. 4 | 95. 7 |
| 25~29歳 | 77. 1 | 80. 1 |
| 30~34歳 | 48. 5 | 54. 1 |
| 35~39歳 | 33. 9 | 38. 1 |

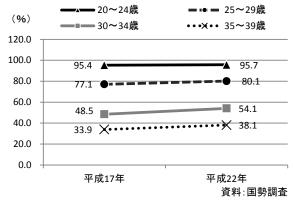
資料:国勢調査

女性 単位:%

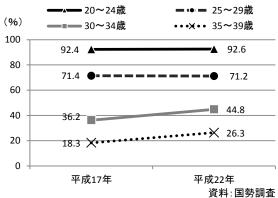
| | 平成17年 | 平成22年 |
|--------|-------|-------|
| 20~24歳 | 92. 4 | 92. 6 |
| 25~29歳 | 71. 4 | 71. 2 |
| 30~34歳 | 36. 2 | 44. 8 |
| 35~39歳 | 18. 3 | 26. 3 |

資料:国勢調査

男性 未婚率の推移



女性 未婚率の推移



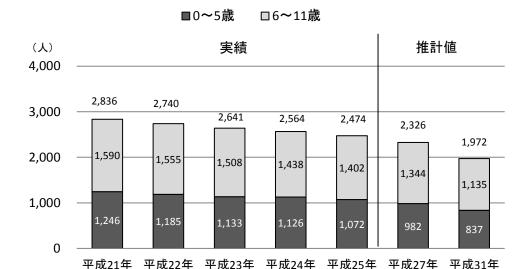
(4) 児童数の動向

11 歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、平成 25 年現在 2,474 人となっています。 内訳は、 $0\sim5$ 歳 1,072 人、 $6\sim11$ 歳 1,402 人となっています。また、今後の推計値をみると、減少傾向は続くと予測されています。

◆児童数の動向 単位:人

| | 実績 | | | 推計 | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成27年 | 平成31年 |
| 0~5歳 | 1, 246 | 1, 185 | 1, 133 | 1, 126 | 1, 072 | 982 | 837 |
| 6~11歳 | 1, 590 | 1, 555 | 1, 508 | 1, 438 | 1, 402 | 1, 344 | 1, 135 |
| 合計 | 2, 836 | 2, 740 | 2, 641 | 2, 564 | 2, 474 | 2, 326 | 1, 972 |

資料:住民基本台帳登録人口+外国人登録人口 4月1日時点(平成25年は日本国籍人口+外国籍人口) 推計値は、コーホート変化率法による値



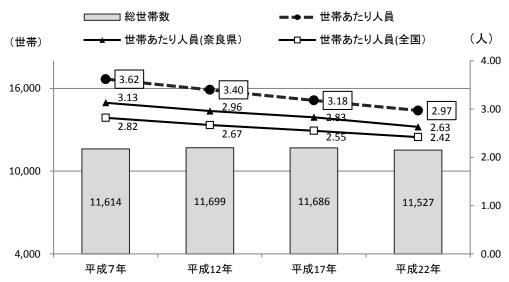
8

2 家庭や地域の動向

(1)世帯の状況

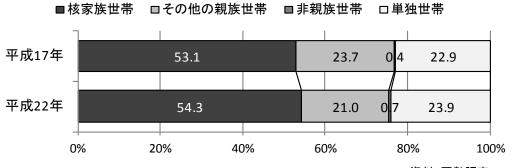
世帯の推移をみると、総世帯数は平成 12 年以降減少傾向となっており、平成 26 年現在で 11,527 世帯となっています。世帯当たり人員については、全国や奈良県と比較すると高い値となっていますが、 急速な減少傾向がみられ、平成 26 年現在 2.97 人となっています。また、世帯構成の推移をみると、 核家族世帯や単独世帯の増加傾向がみられます。

◆総世帯数と世帯あたり人員の推移



資料: 国勢調査(平成26年は4月1日時点の住民基本台帳登録人口)

◆世帯構成の推移



資料:国勢調査

(2) 就労の状況

平成22年国勢調査によると、本市の就業率の状況は、男女ともに奈良県全体と同水準で、男性60.7%、 女性38.7%となっています。

本市における女性の労働力率は、全国や奈良県と同様 30 歳~39 歳までの子育て期で低くなっていますが、また、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間の推移をみると特に 30~34 歳の労働力率が上昇しています。

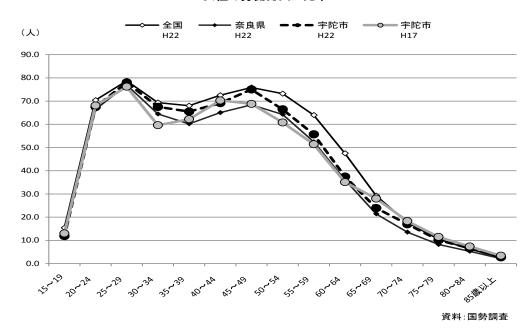
◆男女別就業率の状況(平成22年)

単位:人

| | 男性 | | | 女性 | | | |
|-----|----------|----------|--------|----------|----------|--------|--|
| | 15歳以上人口 | 就業者 | 就業率 | 15歳以上人口 | 就業者 | 就業率 | |
| 宇陀市 | 14, 324 | 8, 699 | 60. 7% | 16, 359 | 6, 329 | 38. 7% | |
| 奈良県 | 564, 359 | 345, 070 | 61. 1% | 644, 449 | 251, 455 | 39. 0% | |

資料:国勢調査

女性の労働力人口比率



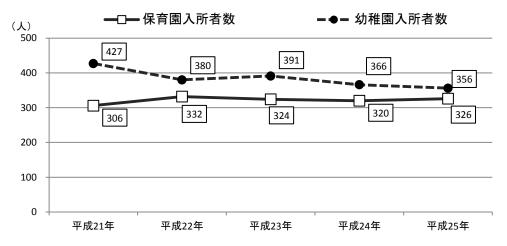
3 子どもの状況

(1) 園児数の推移

幼稚園・保育園入所者数の推移をみると、幼稚園は、減少傾向が続いている一方で、保育園は、増加傾向となっています。

待機児童数については、これまでのところ〇人で推移しています。

◆幼稚園と保育園の入所者数の推移

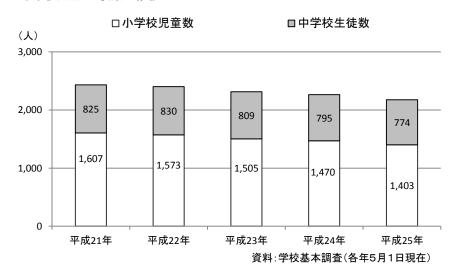


資料:保育園は、各年4月1日現在、幼稚園は学校基本調査(各年5月1日現在)

(2) 児童・生徒数の推移

小中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向となっています。

◆小中学校児童・生徒数の推移



◆小中学校児童・生徒数の状況 (平成25年度)

| ▼11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | | |
|---|-------|-----|--|--|--|--|
| | 小学校 | 中学校 | | | | |
| 学校数 | 7 | 4 | | | | |
| 児童・生徒数 総数 | 1,403 | 774 | | | | |
| 1年生 | 194 | 255 | | | | |
| 2年生 | 224 | 254 | | | | |
| 3年生 | 219 | 265 | | | | |
| 4年生 | 262 | - | | | | |
| 5年生 | 241 | _ | | | | |
| 6年生 | 263 | - | | | | |

資料: 学校基本調査(平成25年5月1日現在)

4 就学前教育・保育の状況

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園の状況

市内の保育園については、平成 25 年で5か所、定員数は 496 人となっています。入所者数は、定員を 170 人下回る状況となっています。幼稚園については、平成 25 年で5か所、定員数は 840 人となっており、入所者数は 356 人で定員を大幅に下回っています。認定こども園は、平成 25 年現在ありません。

◆保育園と幼稚園の定員及び設置数

単位:か所、人

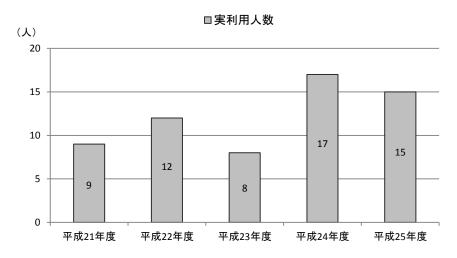
| | | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|----|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育 | 育所(園) | か所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 定員数 | 511 | 511 | 496 | 496 | 496 |
| | | 入所者数 | 306 | 332 | 324 | 320 | 326 |
| | 公立保育所 | か所数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | | 定員数 | 440 | 440 | 425 | 425 | 425 |
| | | 入所者数 | 236 | 263 | 255 | 254 | 261 |
| | 私立保育園 | か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 定員数 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 |
| | | 入所者数 | 70 | 69 | 69 | 66 | 65 |
| 幼科 | 推園 (公立) | か所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 定員数 | 920 | 920 | 840 | 840 | 840 |
| | | 入所者数 | 427 | 380 | 391 | 366 | 356 |

資料:保育園は、各年4月1日現在、幼稚園は学校基本調査(各年5月1日現在)

(2) 乳児保育・低年齢児保育の実施状況

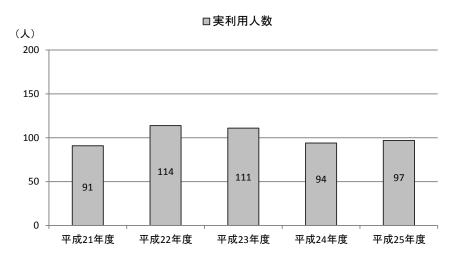
乳児(O 歳児)保育については、5か所すべての保育所で実施しており、平成 25 年度の実利用人数は 15 人となっています。

◆乳児(o歳児)保育の実施状況



低年齢児(1、2歳)保育についても、5か所すべての保育所で実施しており、平成 25 年度の実利 用人数は97人となっています。

◆低年齢児(1-2歳児)保育の実施状況



5 地域子ども・子育て支援事業の状況

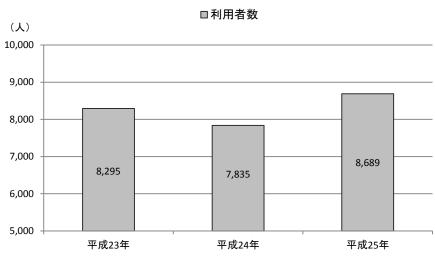
(1) 利用者支援(新規)

利用者支援については、現在、子育て支援センターにて、子育てに関する情報提供や相談等実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業 等

地域子育て支援拠点事業については、平成 22 年度までは保育所内3箇所で実施していましたが、平成 23 年度からは子育て支援センターを設置し、センター型として実施しており、平成 25 年度の利用者数は 8.689 人となっています。

◆地域子育て支援拠点事業



資料:次世代育成支援後期行動計画 進捗状況報告

つどいの広場(各保育所等で実施)については、7箇所で実施していますが、利用者数は減少しており、平成25年度で380人となっています。親子教室(子育て支援センターで実施)については、平成25年度の利用者数が2,025人となっています。

◇つどいの広場

単位:か所、人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | | | 563 | 559 | 380 |
| 実施施設数 | | | 6 | 6 | 6 |

◇子育て支援事業利用延人数

単位:人

| V 111 1211/2 1 111 111 111 111 111 111 11 | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | |
| 親子教室(すくすく教室) | | | 2,001 | 1,994 | 2,025 | |

(3) 妊婦健康診査等

妊婦健康診査については、平成25年度では受診券交付数が190人となっています。

◆妊娠の届出状況

単位:人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 妊娠の届出者数 | 189 | 180 | 198 | 137 | 178 |

◆妊婦一般健康診査の状況

単位:人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診券交付数 | 198 | 196 | 173 | 140 | 190 |

乳幼児健康診査については、5種類の健診を実施しており、平成 22 年度以降はいずれも受診率が9割前後となっています。この他、母子保健事業として下記の各教室や相談事業にも取り組んでいます。

◇乳幼児健診

単位:人、%

| ♥ 10-917.CED T-1 | | | | | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | |
| 4~5か月児健康診査 | | | | | | |
| 対象者数 | 189 | 164 | 181 | 171 | 134 | |
| 受診率 | 92.6 | 93.3 | 95.0 | 93.6 | 97.8 | |
| 10~11か月児健康診査 | | | | | | |
| 対象者数 | 193 | 184 | 161 | 166 | 164 | |
| 受診率 | 88.6 | 97.3 | 95.7 | 94.6 | 93.2 | |
| 1歳6か月児健康診査 | | | | | | |
| 対象者数 | 193 | 208 | 178 | 162 | 166 | |
| 受診率 | 88.6 | 92.3 | 91.6 | 95.7 | 98.8 | |
| 3歳児健康診査 | | | | | | |
| 対象者数 | 218 | 219 | 202 | 206 | 177 | |
| 受診率 | 76.1 | 90.4 | 88.6 | 90.3 | 92.1 | |
| 2歳児歯科検診 | | | | | | |
| 対象者数 | 174 | 210 | 200 | 161 | 171 | |
| 受診率 | 82.2 | 85.7 | 87.5 | 92.5 | 90.1 | |

◇教室•相談参加状況

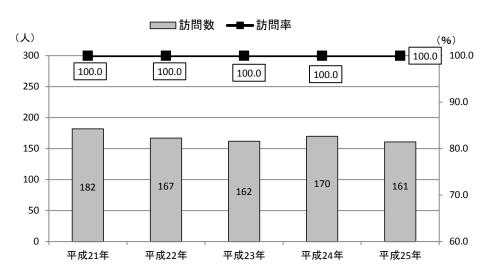
単位:人

| | 平成21年 | 1年 平成22年 平成23年 | | 平成24年 | 平成25年 |
|---------|-------|----------------|----|-------|-------|
| 母親教室 | 60 | 48 | 51 | 58 | 59 |
| 育児教室 | 50 | 130 | 86 | 121 | 123 |
| カンガルー教室 | 65 | 106 | 49 | 69 | 102 |
| たまひよサロン | | 45 | 33 | 40 | 45 |

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問については、これまで対象家庭への訪問(確認)率は100%で推移しており、平成25年の訪問(確認)数が161人となっています。

◆乳児家庭全戸訪問事業



(5)養育支援訪問事業等

養育支援訪問事業については、平成 25 年は児童数5人、世帯数は 2 世帯となっています。 また、児童虐待の認知件数は、近年 70 件前後で推移しています。

虐待の内訳をみると、「身体的虐待」「心理的虐待」が多く、年齢別では「6~11 歳」が最も多くなっています。

家庭児童相談室への相談件数については、平成 22 年度以降増加傾向にあり、平成 25 年度は 157 件となっています。

◆養育支援訪問事業

単位:世帯、人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯数 | | | | | 2 |
| 児童数 | | | | | 5 |
| 児童延人数 | | | | | _ |

◇児童虐待認知件数

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 件数 | | 70 | 72 | 76 | 66 | |

◇児童虐待認知件数の内訳 (平成25年度・重複を含む)

| | 身体的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 総計 |
|--------|-------|-------|-------|------|----|
| 0~3歳 | 1 | 4 | 4 | 0 | 9 |
| 4~5歳 | 5 | 7 | 2 | 0 | 14 |
| 6~11歳 | 14 | 10 | 8 | 0 | 32 |
| 12~15歳 | 2 | 3 | 1 | 0 | 6 |
| 16~18歳 | 3 | 0 | 4 | 0 | 7 |
| 合計 | 25 | 24 | 19 | 0 | 68 |

◇家庭児童相談室への相談件数

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 件数 | | 76 | 82 | 103 | 157 | |

(6) 子育て支援短期利用事業

子育て支援短期利用事業(ショートステイ)については、児童養護施設への受入体制は準備ができている状況にありますが、平成 25 年度までは利用者はありません。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの利用状況は、平成 25 年度は利用会員 60 人、サポート会員 44人、両方会員 19人で、活動件数は 106 件となっています。

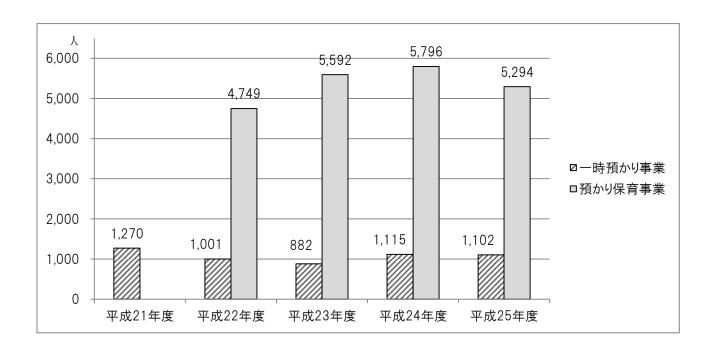
◇ファミリー・サポート・センターの利用状況

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 合計 | | | | | 123 |
| 会員 | 利用会員 | | | | | 60 |
| 数 | サポート会員 | | | | | 44 |
| | 両方会員 | | | | | 19 |
| 活重 | 协件数 | | | | | 106 |

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業については、平成 23 年度から5か所で実施しており、延べ利用人数は平成 25 年度で 1,102 人となっています。

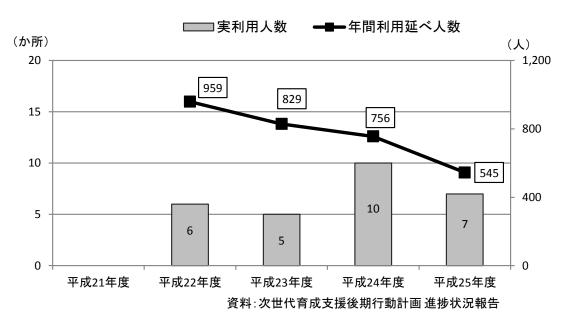
また、幼稚園での預かり保育については、5か所で実施しており、平成 25 年度の延べ利用人数は 5,294 人となっています。



(9)延長保育事業

延長保育については、平成 25 年現在実施か所は1箇所で、実利用人数は 10 人以下で推移しています。利用延べ人数は減少傾向にあり、平成 25 年度は545 人となっています。

◆延長保育事業



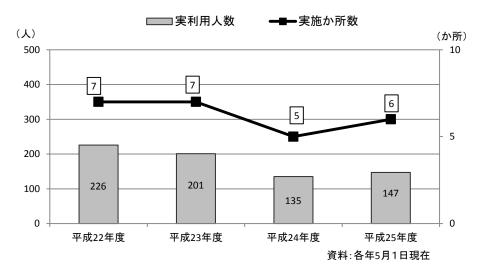
(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、平成25年度まで実施されていません。

(11) 学童保育事業

学童保育室については6か所で実施しており、実利用人数は平成25年度147人となっています。

◆学童保育の状況



第3章 計画の基本的な考え方

子ども・子育て関連3法により、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は、新制度へ移行します。

これまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、 人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、 幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

新しい制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市町村が、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるように法改正されました。

また、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。

このため、これまでの「次世代育成支援行動計画」に基づく取組の検証を行い、その成果を反映させるとともに、子育てや保育ニーズの調査を行い、需要を十分把握したうえで、実態に即した子ども子育て支援事業計画を策定していくための基本的な考え方を示す必要があります。

〇子ども・子育て支援新制度の目的

- 1. 質の高い幼児期の学校教育、保育の「総合的な」提供
- 2. 保育の量的拡大・確保
- 3. 「地域の」子ども・子育て支援の充実



○「子ども・子育て支援事業計画のポイント

地域のニーズをしっかりと把握した上で、 必要なサービスの量の確保・拡大と、 多様化も含む質の向上を実現していく

1. 基本理念

2. 基本的な視点

(1) 子どもの視点

すべての子どもが、生まれてきたことを喜ばれ、かけがえのない存在として尊重されるよう、子ども・ 青少年の視点に立った子育て支援を推進していきます。

(2) 次代を担う子どもを応援する視点

すべての子ども・青少年が人とのかかわわりの中で、豊かな人間性が形成され、自立した時代の親になっていくための、長期的な視野に立った健全育成への取り組みや環境づくりを推進していきます。

(3) 家庭を支援する視点

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、すべての子どもと家庭の子育て力を高めるための支援を推進していきます。

(4) 地域社会全体での支援の視点

多様な人々の協力と、助け合いにより生まれる自主的な活動の中で、子育ての楽しさや大変さが分か ち合えるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体での支援を推進していきます。

(5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 実現の視点

市民一人ひとりが家庭や地域生活などにおいても、仕事と生活の調和のとれた生き方が選択できる社会の実現の視点に立った支援を推進していきます。

(6) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築の視点

就労と子どもの育成の両立を切れ目なく成長段階に合わせ、一貫してカバーできる子どもの健やかな 育成の基盤となる地域の取り組みなど、すべての市民が安心して出産・子育てができる社会の実現、と いう視点に立った支援を推進していきます。

3. 施策目標

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような6つの施策目標を定めます。

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

子どもと親の健康を守り、育児不安の軽減を図るとともに、すべての子どもたちの、自尊感情が育まれ、心豊かにたくましく生きる力を育てる環境整備を進めます。また、子どもたちが、大切な命を次ぎ代に受け継いでいくという意識や子どもを生み育てることの意義を学ぶ環境づくりを推進します。

(2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係期間、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもたちが安全に育つまちづくりを推進します。

(3)子どもの人権尊重と権利意識の推進

すべての人々が人権感覚を身に着け、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現をめざして、 地域社会における人権教育の推進と学習機会の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの早期発見 による未然防止のために、相談・支援体制の充実を図ります。

(4)子育てを支援する生活環境づくり

希望するすべての人が出産・子育てを安心して実現するため、子育てにやさしい生活環境の整備を目指すとともに、すべての子育て家庭への支援として、育児相談や親たちが気軽に集まれる場の提供などの施策の普及強化や利用しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。また、子育て中の親が社会参加しやすいよう、保育サービスの充実をはかるため、成長段階に合わせ、一貫して子育て支援ができるよう関係機関との連携を密にします。

(5) 子育てと仕事の両立 (ワーク・ライフ・バランス) の支援

働きながら子育てをしている人たちのため、多様な保育サービスの充実を図っていくとともに、子育 てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対して、自立支援の充実に取り組んでいき ます。また、男女が共同して子育てをする意識の高まりや「仕事と生活の調和」を実現することが出来 る社会をめざし、国や奈良県とともに啓発活動を進めていきます。

(6) 地域における子育ての支援

子育て中の親が子育てに喜びを感じ、責任を持って子育てができるよう、地域社会のあたたかい見守 りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。また、人や施設など地域資源を活用した多様な 体験活動の機会を充実させるよう、人と人とのネットワークづくりを進めます。

第2部 子ども子育て支援事業計画

(法第61条)

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

2 区域設定

上記の考え方をふまえ、4中学校区単位、保健センターエリア(1)単位の設定が考えられ、児童数や教育・保育施設の状況等を分析し、比較検討しました。

比較検討の結果、教育・保育の視点からみて、4中学校区単位とすることが最も小中学校への進学実態を反映しており一貫性を持っていることから、基本として、中学校区単位を教育・保育提供区域とし、市民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

また、事業計画の見直しの時期において区域設定についても併せて必要があれば検討を行います。

○宇陀市地区の現状

| 区域 | 地区 | 少学校区 | 保健センターエリア | | |
|---------------|---|-------------|---|--|--|
| 概要 | 大宇陀、菟田野、榛原、室生の 旧町(地域活動コミュニティの 単位) | 小学校区の単位である。 | 『公の施設改革計画』で子育て 支援事業を充実強化するための 施設配置エリアとして設定され ている単位である。 | | |
| 区域数 | 4区域 | 7区域 | 1区域(市全体) | | |
| 平均 人口 | 8,442人 | 4,823人 | 1,109人 | | |
| 平均 未就学児童数 | 277人 | 158人 | 1,109人 | | |
| 平均 幼稚園定員 | 184人 | 184人 131人 | | | |
| 平均 幼稚園入園者数 | 80人 | 45人 | 286人 | | |
| 平均 保育園定員 | 143人 | 82人 | 575人 | | |
| 平均 保育園入所者数 | 85人 | 48人 | 340人 | | |
| 幼稚園数 | 5 | 5 | 5 | | |
| 保育園数 | 5 | 5 | 5 | | |

第2章

幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「提供区域ごとに幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します

(1) 大宇陀区域

【現在の状況】

| | 1号 | + | 2 号 | | _ | 3号 | 計 |
|----|-----|---|-------|------|---|------|-----|
| | 幼稚園 | _ | 幼稚園希望 | それ以外 | + | 0~2歳 | ĒΙ |
| 定員 | 150 | | | 120 | | | 270 |
| 利用 | 86 | | 55 | | | 34 | 175 |

(定員の内訳) 充足率・幼稚園:57.3% 保育所:74.2%

公立大宇陀幼稚園 150 人 公立大宇陀保育所 120 人

【ニーズ量(必要利用定員総数) 平成29年度】



【確保方策の検討案】

公立大宇陀幼稚園、公立大宇陀保育所を教育・保育一体化施設(大宇陀こども園)として、平成 27年度の開園を目指す。 ○ 公立大宇陀幼稚園、公立大宇陀保育所については現状として一体化施設になっており、 地域住民も一体化施設と認識していることから、移行は容易である。平成27年度、幼 保連携型大宇陀こども園開園を目指して一体化施設としての整備を図ります。

【量の見込みと確保方策】(施設定員:教育 150・保育 120)

単位:人

| | | | | | | | | | 平位 . 八 |
|-------|--------------|------------------|-------------------|---------------|-------------|------------------|-------------------|---------------|-----------|
| | | | 平成 2 | 7 年度 | | 平成 28 年度 | | | |
| | | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 ・保育あ | 3~5歳 教育の | 3~5 歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 ・保育あ | |
| | | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | り (3号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | り (3号) |
| ①量の見込 | 込み(必要利用定員総数) | 54 | 17 | 35 | 63 | 52 | 16 | 33 | 60 |
| ②確保 | 特定教育・保育施設 | 55 | 52 | | 63 | 52 | 4 | .9 | 60 |
| 方策 | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 平成 29 年度 平成 30 年度 | | | | | | | 平成 31 年度 | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------|------|------------------|------------------|-------------------|------|------------------|------------------|-------------------|------|-------------------|----|----|--|----|
| 3~5 歳 教育の み (1 号) | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2歳 | 3~5 歳 | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 保育あ | 3~5 歳 教育の | 3~5 歳 (2 | 0~2歳 | | | | | |
| | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 休月の り (3号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3 号) | | | | |
| 52 | 16 | 33 | 58 | 49 | 15 | 32 | 55 | 47 | 15 | 30 | 91 | | | | |
| 52 | 4 | 9 | 58 | 49 | 47 | | 47 | | 47 | | 55 | 47 | 45 | | 91 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |

(2) 菟田野区域

【現在の状況】



(定員の内訳) 充足率・保育所:31.5%

公立菟田野保育所 130 人

【ニーズ量(必要利用定員総数) 平成29年度】

| 1号 | _ | 2 号 | | | 3 号 | | |
|-----|----|-------|------|---|------|---|-----|
| 幼稚園 | + | 幼稚園希望 | それ以外 | + | 0~2歳 | _ | 計 |
| 30 | | 9 | 20 | | 41 | | 100 |
| 39 | 61 | | | | 100 | | |

【確保方策の検討案】

幼保連携型認定こども園として設置に向けて検討、整備を図る。

○ 菟田野区域には幼児教育ニーズはあるが幼稚園がないため、幼稚園を希望する幼児は大宇陀幼稚園を利用している状況です。

【量の見込みと確保方策】(施設定員:教育0・保育130)

単位:人

| | | | 平成 2 | 7 年度 | | 平成 28 年度 | | | |
|-------|--------------|------------------|-------------------|--------------|----------------|----------------|-------------------|--------------|----------------|
| | | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 保育あ | 3~5歳 教育の | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 保育あ | |
| | | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | は り (3号) | み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | は り (3号) |
| ①量の見込 | 込み(必要利用定員総数) | 32 | 10 | 20 | 45 | 31 | 10 | 20 | 42 |
| 2確保 | 特定教育・保育施設 | 32 | 30 | | 45 | 31 | 30 | | 42 |
| 方策 | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | 平成 2 | 9 年度 | | 平成 30 年度 | | | | 平成 31 年度 | | | | |
|--------------------------|-------------------|------|------------------|------------------|-------------------|------|------------------|------------------|----------------------|------|------------------|--|
| 3~5歳 教育の み (1号) | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2歳 | 3~5歳 | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2歳 | 3~5 歳 教育の | 3 ~ 5 歳 (2 | 0~2歳 | | |
| | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3号) | |
| 30 | 9 | 20 | 41 | 29 | 9 | 19 | 39 | 28 | 9 | 18 | 37 | |
| 30 | 2 | 9 | 41 | 29 | 2 | .8 | 39 | 28 | 2 | :7 | 37 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(3) 榛原区域

【現在の状況】



(定員の内訳) 充足率・幼稚園 32.0%: 保育所: 69.2%

公立榛原幼稚園 210 人

公立宇陀公立榛原北保育園 100 人

公立榛原東幼稚園 280 人

私立しらゆり保育園 150人

公立榛原西幼稚園 140 人

【ニーズ量(必要利用定員総数) 平成29年度】

| 1 号 幼稚園 | | 2 号 | + | | 3号 | | = ⊥ |
|------------|--|-------|------|---|------|-----|----------------|
| | | 幼稚園希望 | それ以外 | + | 0~2歳 | _ | 計 |
| 130 | | 40 | 83 | | 149 | | 402 |
| 170 | | 232 | | | | 402 | |

【確保方策の検討案】

公立幼稚園 3 園と公立榛原北保育園について、将来的な子どもの減少及び地域の実情を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置も視野に入れながら検討、整備を図っていく。

○ 榛原区域は、公立幼稚園 3 園、公立保育所 1 園、私立保育所 1 園あり、定員は幼稚園が計 630 人、保育所が計 250 人の状況ですが、幼稚園の充足率がかなり低い、将来は子どもの減少から施設(幼稚園)統合の検討が求められます。

【量の見込みと確保方策】(施設定員:教育630・保育250)

単位:人

| 1 | | | | | | | | | 平位:人 | |
|------------------|--------------|------------------|---------|------|--------------------|------------------|-------------------|----------------|-----------|--|
| | | | 平成 2 | 7 年度 | | 平成 28 年度 | | | | |
| | 3~5 歳 教育の | (2 5) | | | 3~5歳 教育の | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 - 保育あ | | |
| | | 教育の み (1号) | 幼稚園 左記以 | | ・保育あ り (3 号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | り (3号) | |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | | 135 | 42 | 87 | 164 | 131 | 41 | 84 | 156 | |
| ②確保 方策 | 特定教育·保育施設 | 135 | 1: | 29 | 164 | 131 | 12 | 25 | 156 | |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | 平成 29 年度 | | | | 平成 30 年度 | | | | 平成 31 年度 | | | | |
|--------------------------|-------------------|------|------------------|------------------|-------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|------|--------------------|--|--|
| 3~5歳 教育の み (1号) | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2歳 | 3~5歳 | \2 - | | 0~2歳 | 3~5歳 | 3~5 歳 (2 | 0~2歳 | | | |
| | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3 号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | ・保育あ り (3 号) | | |
| 130 | 40 | 83 | 149 | 123 | 38 | 79 | 144 | 117 | 36 | 75 | 137 | | |
| 130 | 12 | 23 | 149 | 123 | 1 | 17 | 144 | 117 | 1 | 11 | 137 | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

(4)室生区域

【現在の状況】



(定員の内訳) 充足率・幼稚園:51.6% 保育所:49.3%

公立室生幼稚園 60 人

公立宇陀公立室生保育所 75 人

【ニーズ量(必要利用定員総数) 平成29年度】



【確保方策の検討案】

公立室生幼稚園、公立室生保育所を教育・保育一体化施設(室生こども園)として、平成27年度の開園を目指す。

○ 公立室生幼稚園、公立室生保育所については現状として一体化施設になっており、 地域住民も一体化施設と認識していることから、移行は容易である。平成 27 年 度、幼保連携型認定子ども園の開園を目指して一体化施設としての整備を図りま す。

【量の見込みと確保方策】(施設定員:教育60・保育75)

単位:人

| | | | 平成 2 | 7 年度 | | 平成 28 年度 | | | | |
|------------------|-------------|------------------|-------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|----------------|-----------|--|
| | 3~5歳 教育の | ···· (25) | | | 3~5歳 教育の | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 - 保育あ | | |
| | | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3 号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | り (3号) | |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | | 28 | 9 | 18 | 27 | 27 | 9 | 18 | 26 | |
| 2確保 | 特定教育・保育施設 | 28 | 2 | 7 | 27 | 27 | 2 | 7 | 26 | |
| 方策 | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | 平成 2 | 9 年度 | | 平成 30 年度 | | | | 平成 31 年度 | | | | |
|--------------------------|-------------------|------|------------------|------------------|-------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|------|---------------------|--|
| 3~5歳 教育の み (1号) | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2歳 | 3~5 歳 教育の | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2歳 | 3~5 歳 教育の | 3~5歳 保育あり (2号) | | 0~2 歳 | |
| | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | 保育あ り (3 号) | 教育の み (1号) | 幼稚園 の希望 が強い | 左記以外 | · 保育あ り (3 号) | |
| 27 | 8 | 17 | 25 | 26 | 8 | 17 | 24 | 25 | 8 | 16 | 23 | |
| 27 | 25 | | 25 | 26 | 2 | :5 | 24 | 25 | 2 | 4 | 23 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |



第3章

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定区域ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

(1) 利用者支援(新規)

【概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、提供区域に1か所を基本に設置を目指します。

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 箇所数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 確保方策 | 箇所数 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |

【確保の方策】

| 提供区域 | 現状(一か所) | 確保の方策(2カ所) | | |
|---------------|------------------------------------|---|--|--|
| 大宇陀区域 | 子育て支援センター(すくすく)で実施 | 平成 27 年度 (認定) こども園にて実施を目 指す。(情報提供・相談支援等窓口設置) | | |
| | | 子育て支援センター(すくすく) | | |
| 英田野区 域 | 子育て支援センター(すくすく)で実施 | (認定) こども園にて実施を目指す。 (情報提供・相談支援等窓口設置) | | |
| | | 子育て支援センター(すくすく) | | |
| 榛原区域 | 子育て支援センター(すくすく)で実施 | (認定)こども園にて実施を目指す。 (情報提供・相談支援等窓口設置) | | |
| | | 子育て支援センター(すくすく) | | |
| 室生区域 | 子育て支援センター(すくすく)で実施 | 平成 27 年度 (認定) こども園にて実施を目 指す。(情報提供・相談支援等窓口設置) | | |
| | | 子育て支援センター(すくすく) | | |

(2) 延長保育事業

【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間(11時間)を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

| | | | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|-------|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|
| | | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 量の見込み | 見込まれる利用人数 | 123 | 118 | 115 | 110 | 105 |

【確保の方策】

| | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | | |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----------------------------------|
| 提供区域 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 現状 | 確保の方策 |
| | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | | |
| 大宇陀区域 | 26 | 25 | 25 | 24 | 22 | 私立保育所で対応 | 現状維持及びファミリ ーサポートセンター事 業にて対応 |
| | | | | | | | 現状維持及びファミリ |
| 菟田野区 域 | 17 | 16 | 16 | 15 | 14 | 私立保育所で対応 | ーサポートセンター事 |
| | | | | | | | 業にて対応 |
| | | | | | | | 現状維持及びファミリ |
| 榛原区域 | 67 | 64 | 63 | 60 | 57 | 私立保育所で対応 | ーサポートセンター事 |
| | | | | | | | 業にて対応 |
| | | | | | | | 現状維持及びファミリ |
| 室生区域 | 13 | 12 | 12 | 11 | 11 | 私立保育所で対応 | ーサポートセンター事 |
| | | | | | | | 業にて対応 |

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校 1 年生から 6 年までの児童が、学童保育室を利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

| | | | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|-------|------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| | | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| | 低学年児の利用人数 | 173 | 170 | 154 | 143 | 140 |
| 量の見込み | 高学年児の利用人数 | 77 | 69 | 70 | 69 | 68 |
| | 箇所数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 定員 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 確保方策 | 箇所数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

【確保の方策】

| | | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------------------|---------|
| 提供区域 | 学年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 現状 | 確保の方策 |
| | | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | | |
| 大宇陀区域 | 低学年 | 32 | 32 | 28 | 27 | 26 | 大宇陀小学校 保育室で実施 | 現状維持で対応 |
| | 高学年 | 13 | 12 | 12 | 12 | 12 | 大宇陀小学校 保育室で実施 | 現状維持で対応 |
| - | 低学年 | 22 | 22 | 20 | 18 | 18 | 莬田野小学校 保育室で実施 | 現状維持で対応 |
| 光山北区以 | 高学年 | 0) | 80 | 8 | 80 | 00 | 莬田野小学校 保育室で実施 | 現状維持で対応 |
| 接百尺坑 | 低学年 | 98 | 96 | 88 | 81 | 79 | 榛原小学校保育室 榛原東小学校 保育室で実施 | 現状維持で対応 |
| 榛原区域 | 高学年 | 45 | 40 | 41 | 40 | 39 | 榛原小学校保育室 榛原東小学校 保育室で実施 | 現状維持で対応 |
| 室生区域 | 低学年 | 21 | 20 | 18 | 17 | 17 | 室生児童館で実施 | 現状維持で対応 |
| 至土区以 | 高学年 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 室生児童館で実施 | 現状維持で対応 |

(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

| | | | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------------------------------|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|
| | | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 量の見込み | 見込まれる利用人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| <i>T#</i> 2/□ + *** | 子育て短期支援事業 | 現状維持で | 現状維持で | 現状維持で | 現状維持で | 現状維持で |
| 確保方策 | (ショートステイ) | 対応 | 対応 | 対応 | 対応 | 対応 |

【確保の方策】

| 提供区域 | 平成 27年 度 | 平成 28年 度 | 平成 29 年 度 | 平成 30年 度 | 平成 31 年 度 | 現状 | 確保の方策 |
|--------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|------------------|---------|
| 大宇陀区域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 利用実績無し | 現状維持で対応 |
| 克田野区域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 利用実績無し | 現状維持で対応 |
| 榛原区域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 利用実績無し | 現状維持で対応 |
| 室生区域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 利用実績無し | 現状維持で対応 |

(5) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置するため、おおむね提供区域(中学校区)に 1 か所を基本に設置します。

| | | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 量の見込み | 見込まれる利用人数 | 936 | 890 | 854 | 819 | 783 |
| 確保方策 | 箇所数 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |

【確保の方策】

| 提供区域 | 平成 27年 度 | 平成 28年 度 | 平成 29年 度 | 平成 30年 度 | 平成 31 年 度 | 現状 | 確保の方策 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|---------------------------------|
| 大宇陀区域 | 197 | 188 | 180 | 173 | 165 | つどいの広場で実施 | 平成27年度認定こど も園において実施を目 指す。 |
| 克田野区 域 | 139 | 132 | 126 | 121 | 116 | 子育て支援センターで 実施 | 認定こども園において 実施を目指す。 |
| 榛原区域 | 509 | 484 | 464 | 445 | 426 | つどいの広場で実施 | 認定こども園において 実施を目指す。 |
| 室生区域 | 85 | 81 | 78 | 75 | 71 | つどいの広場で実施 | 平成27年度認定こど も園において実施を目 指す。 |

(6) 一時預かり事業

【概要】

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

【実施方針】

| | | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|-------|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|---|---------|
| | | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 量の見込み | ①幼稚園在園児を対象とした一時預かり (預かり保育) | 5,656 | 5,470 | 5,426 | 5,152 | 4,901 |
| | ②2号認定による利用 | 19,721 | 19,072 | 18,920 | 17,966 | 17,089 |
| 確保方策 | 一時預かり事業(在園 時対象型) ※ | 現状維持ヌリートを関している。サインには、リーセンにである。 | 現状維持ヌは、リーセンド・サインでは、ローセンでである。 | 現状維持又は、リーヤンのでは、サポターを発生して、サポターを発生して、 | 現状維持ヌは、リカリン・リン・リン・リン・リン・リン・リン・リン・リン・リン・リン・リン・リン・リ | 現はリト事が |

【確保の方策】①

| 提供区域 | 学年 | 平成 27 | 平成 28 年度 | 平成 29 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 現状 | 確保の方策 |
|---------------|--------------------|-------|--|-------|---------|---------|-------------------------|--------------------------------|
| 延供区 场 | 子牛 | 年度 | - | 年度 | 度 | 度 | 近扒 | 正体の刀が |
| 大字贮区试 | 1号認 定によ る利用 | 1,224 | 1,184 | 1,174 | 1,115 | 1,061 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |
| 大宇陀区域 | 2 号認 定によ る利用 | 4,268 | 4,127 | 4,094 | 3,888 | 3,698 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |
| 茶田野区抗 | 1号認 定によ る利用 | 721 | 697 | 691 | 656 | 624 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |
| 蒸田野区 域 | 2号認定による利用 | 2,512 | 2,430 | 2,410 | 2,289 | 2,177 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |

【確保の方策】①

| 提供区域 | 学年 | 平成 27 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 現状 | 確保の方策 |
|----------|--------------------|--------|-------------|----------|---------|---------|-------------------------|--------------------------------|
| 3,2,7 (| 3 1 | | | 12 | 度 | 度 | 5070 | SE MICES / S MICE |
| | 1号認 定によ る利用 | 3,070 | 2,969 | 2,945 | 2,797 | 2,660 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |
| 榛原区域 | 2 号認 定によ る利用 | 10,704 | 10,352 | 10,269 | 9,751 | 9,275 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |
| | 1号認 定によ る利用 | 642 | 620 | 616 | 584 | 556 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |
| 室生区域 | 2号認 定によ る利用 | 2,237 | 2,164 | 2,146 | 2,038 | 1,939 | 預かり保育又 は、一時保育で 対応 | 現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業 にて対応 |

(7) 一時預かり事業(在園時対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

【概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)[病児・緊急対応強化事業を除く]が想定されています。

【実施方針】

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 平成 31 年度 |
|-------|-------------------------------------|----------|----------|----------|--------|----------|
| 量の見込み | (6)以外の一時預かり | 8,425 | 8,038 | 7,766 | 7,437 | 7,101 |
| | 一時預かり事業(在園時対 象型を除く) | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 |
| 確保方策 | 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業 を除く) | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 |
| | 子育て短期支援事業(トワイライトステイ) | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 | 現状維持 |

【確保の方策】

| 提供区域 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 現状 | 確保の方策 |
|-------|-------------|----------|----------|----------|-------------|-----------|-------|
| | | | | | | 一時保育又はファミ | |
| 大宇陀区域 | 1,807 | 1,724 | 1,666 | 1,595 | 1,523 | リーサポートセンタ | 現状維持 |
| | | | | | | ー事業にて対応 | |
| | | | | | | 一時保育又はファミ | |
| 菟田野区域 | 1,157 | 1,104 | 1,067 | 1,021 | 975 | リーサポートセンタ | 現状維持 |
| | | | | | | ー事業にて対応 | |
| | | | | | | 一時保育又はファミ | |
| 榛原区域 | 4,589 | 4,378 | 4,230 | 4,051 | 3,868 | リーサポートセンタ | 現状維持 |
| | | | | | | ー事業にて対応 | |
| | | | | | | 一時保育又はファミ | |
| 室生区域 | 872 | 832 | 804 | 770 | 735 | リーサポートセンタ | 現状維持 |
| | | | | | | ー事業にて対応 | |

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)

【概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

【実施方針】

ニーズに対応するため、市内への設置を図ります。また、これを補完するため、ファミリー・サポート・センターでの病児・緊急対応強化事業実施を図ります。

| | | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|--------|----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 量の見込み | 見込まれる利用人日 | 613 | 588 | 574 | 548 | 522 |
| | | 病後児の対 | 病後児の対 | 病後児の対 | 病後児の対 | 病後児の対 |
| | 病児保育事業 | 応施設の設 | 応施設の設 | 応施設の設 | 応施設の設 | 応施設の設 |
| 7年10七年 | | 置を目指 | 置を目指 | 置を目指 | 置を目指 | 置を目指 |
| 確保方策 | | す。 | す。 | す。 | す。 | す。 |
| | 子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応 強化事業) | 実施を検討する | 実施を検討する | 実施を検討する | 実施を検討する | 実施を検討する |

【確保の方策】

○ 市全域を提供区域とし、市内1カ所の設置を図ります。

| 提供区域 | 平成 27年 度 | 平成 28年 度 | 平成 29年 度 | 平成 30年 度 | 平成 31 年 度 | 現状 | 確保の方策 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|---------|----------------------|
| 宇陀市全域 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 対応施設等無し | 病後児の対応施設の 設置を目指す。 |

(9) 妊婦に対する健康診査

【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、 医療機関で受ける妊婦健康診査(医学的検査を含む)にかかる費用のうち一定の額を公費 で負担するものです。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。(O歳児の推計より抽出)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|---------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 量の見込み | 見込まれる人数 | 153人 | 144人 | 139人 | 135人 | 127人 |
| 里少元匹07 | 健診回数 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 確保方策 | 実施場所 | 県内・県外の 病院等施設 で実施 | 県内・県外の 病院等施設 で実施 | 県内・県外の 病院等施設 で実施 | 県内・県外の 病院等施設 で実施 | 県内・県外の 病院等施設 で実施 |



第4章

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学 校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園の推進

<大宇陀区域>

〇公立大宇陀幼稚園(定員 150 人・充足率 57.3%)、公立大宇陀保育所(定員 120 人・充足率 74.2%)を教育・保育一体化施設(幼保連携型大宇陀こども園(定員 270 人)) として、平成27年度の開園をめざします。

< 茶田野区域>

〇現在、莬田野区域には公立莬田野保育所(定員 130 人・充足率 31.5%)の1施設の 状況にあり幼稚園はないため、幼稚園児は大宇陀幼稚園へ通っています。このため、 公立莬田野保育所を教育・保育一体化施設、幼保連携型認定こども園の設置に向けて 検討、整備を図ります。

<榛原区域>

〇現在、榛原区域は公立幼稚園3(定員630人・充足率32%)公立保育所1(定員100人・充足率73%)、私立保育所1(定員150人・充足率67%)の状況になっています。

今後は、公立幼稚園 3 園と公立榛原北保育園について、将来的な子どもの減少及び地域の実情を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置も視野に入れながら検討、整備を図っていきます。

<宰牛区域>

〇現在、室生区域は公立室生幼稚園 1 (定員 60 人・充足率 51.6%)、公立室生保育所 1 (定員 75 人・充足率 49.3%) となっていますが、既に施設は一体化されており、認定こども園への移行は容易であることから、公立室生幼稚園、公立室生保育所を教育・保育一体化施設(幼保連携型室生こども園(定員 135 人)) として、平成27年度の開園をめざします。

2 地域型保育の導入

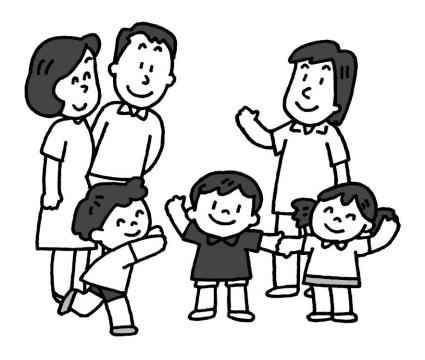
〇特に3号(3歳未満児の保育) ニーズに応える必要となった場合に備え、認定こども 園と連携した地域型保育(小規模保育等)の導入を図ります。

3 人材の確保

○幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、 教育・保育ニーズに対応するための保育士・教諭等の確保に努めます。

4 教育・保育に係る関係機関の連携

- 〇幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)を図るための取組を推進します。
- 〇幼保小連携、〇~2歳に係る取組と3~5歳に係る取組の連携を図るための取り組みを推進します。



第5章

産後の休業及び育児休業後における特定教育

・保育施設等の円滑な利用の確保

1 乳幼児保育の育児休業利用の確保

- 〇産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、環境整備を進めるとともに、情報提供や相談支援を行います。
- 〇特に、〇 歳児の子どもの保護者が、安心して育児休業を取得し、また取得中の育児休業を続けられるよう、支援します。

◇取組事業

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|---|------------|--|--------|
| 1 | 育児休業取得への啓発 | 企業・事業者に対し、労働者への育児休業 取得についての啓発を進めます。 | 子ども支援課 |

2 育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保

〇育児休業満了時(原則一歳到達時)からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう受け入れ体制の整備を図ります。

3 地域における子育で支援(次世代育成支援行動計画の継承)

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

① 子どもと母親の健康の確保

子どもと親の心と体の健やかな成長を支援する基盤づくりを推進していきます。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|--------------|--|---------------------------|
| 2 | 不妊治療費助成事業 | 一般不妊治療に要する費用の一部を助成し、 不妊治療を行っている市民の負担軽減を図り ます。 | 健康増進課 |
| 3 | 風しん予防接種助成事業 | 平成7年4月1日以前生まれの妊娠を希望 する女性と妊婦の配偶者及び同居の家族に対 し、風しん予防接種費用の一部を助成します。 | 健康増進課 |
| 4 | 母子健康手帳の交付 | 妊娠届を出された方に母子健康手帳の交付を 行います。交付の際、妊婦の健康状態などの 面接を行い母子保健サービスなどの説明を行 います。 | 健康増進課 室生福祉保健 交流センター |
| 5 | 妊娠判定受診料補助 | 非課税世帯に対して年2回まで妊娠判定受診 料の助成を行います。 | 健康増進課 |
| 6 | 妊婦健康診査補助券交付 | 妊娠届出を申請された方に妊娠中の健康診査 にかかる費用に対し補助を行います。 | 健康増進課 室生福祉保健 交流センター |
| 7 | 妊婦歯科健診 | 妊娠中1回、市内の指定医療機関において無料で歯科健診を受けることができます。 | 健康増進課 室生福祉保健 交流センター |
| 8 | たまごクラス(母親教室) | 妊娠中の生活(食事・口腔ケアなど)や産後 の育児について学び、妊婦同士の交流を図り ます。 | 室生福祉保健交流センター |
| 9 | 乳児•産婦訪問指導 | 生後4ヶ月までの乳児及び産婦に保健師が家庭訪問又は面接を行い育児や子育て支援又、 産婦の健康についての相談を行います。 | 室生福祉保健交流センター |
| 10 | 予防接種説明会 | 生後2ヶ月の保護者の方に予防接種の受け方についての説明を行うとともに、保護者同士の交流を図ります。 | 室生福祉保健交流センター |
| 11 | 予防接種 | 市内指定医療機関に委託し各種定期予防接種を実施します。 | 室生福祉保健 交流センター |
| 12 | ひよこクラス(育児教室) | 赤ちゃんの育児や発育、病気や事故の対応、 離乳食、歯の手入れ、絵本の読み聞かせにつ いて学び、ママ同士の交流を図ります。 | 室生福祉保健交流センター |
| 13 | たまひよサロン | 子育て支援センターで、ひよこクラス参加者 と妊婦の交流会を行います。 | 室生福祉保健 交流センター |
| 14 | 乳幼児相談 | 保健師等が乳幼児の家庭を訪問し、育児や健康についての相談・指導を行います。 | 室生福祉保健交流センター |

| 15 | 乳幼児健康診査 | 各月齢に応じた発音や育児の状況、生活習慣を把握し、必要な助言、指導を行い、児の健康の保持増進を図るとともに、育児不安の軽減を図ります。4・5か月児健康診査、10・11か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施しています。 | 室生福祉保健交流センター |
|----|-----------|--|---------------|
| 16 | カンガルー教室 | 乳幼児健康診査後の要経過観察児及び保護者 に対し、遊び場や交流を通して児童の健全な 発育・発達を促すことを目的に実施します。 | 室生福祉保健 交流センター |
| 17 | 子ども元気体操事業 | 子どもたちの健やかな成長を願い、「健幸都市"ウェルネスシティ宇陀市"」を目指し、子どもたちが元気に逞しく楽しみながら、体を動かすことのできるオリジナルの体操またはダンスを畿央大学と連携し創作します。 | 子ども支援課 |

◇取組事業

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|------------------------------|--|--------|
| 18 | 宇陀市立病院小児科 | 小児医療体制の整備を図り、安心できる小 児医療の充実に努めていきます。 | 市立病院 |
| 19 | 小児・妊産婦医療情報の提供 及び救急医療情報の提供 | 市内及び近隣市町村の医療機関に関する情報提供を行うとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制の理解を深め、適切な医療を受けることが出来るように周知を図っていきます。 | 健康増進課 |

②食育の推進

乳幼児の食生活は、生涯にわたる健康の基礎になることから、食を通じた心と体の健やかな成長を支援していきます。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|------------|--|--|
| 20 | 食生活改善推進員活動 | 食生活改善推進員が小学生や保護者を対象に、子どもたちが正しく食べる力や規則正 しい生活リズムを身につけること等を目的 として調理実習等を含めた取組を推進します。 | 室生福祉保健交流センター |
| 21 | 食育の推進 | 子どもたちが正しい食習慣を身につけ、心 身共に健康な生活を営めるよう、給食等を 通じて食に関する正しい知識の普及を行い ます。 | 子ども支援課 室生福祉保健 交流センター 学校給食セン ター |

③次代の親の健康支援

次代の親となる子どもたちに、必要な経験、知識を得る機会づくりを推進していきます。

◇取組事業

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|-----------------|---------------------|--------|
| | | 職場体験学習の一環として幼稚園・保育所 | 保育所(園) |
| 22 | 異年齡交流•職業体験 | (園)で保育を体験し、中学生・高校生が | 幼稚園 |
| | | 乳幼児とふれあう機会を広げていきます。 | 中学校•高校 |
| | | 中学生が生命の誕生や成長について学び、 | 中学校 |
| | 中学生と到めばのふれをいた | また、乳幼児や保護者との交流を通して、 | 子育て支援セ |
| 23 | 9 中学生と乳幼児のふれあい交 | 命の大切さや子育ての大変さを知る機会と | ンター |
| | 流事業 | して、市内全中学校で実施します。 | 室生福祉保健 |
| | | | 交流センター |

④就学前教育の充実

家庭、地域、保育所(園)、幼稚園、小学校等がそれぞれの教育機能を高め、互いに連携することで、子どもたちの豊かな育ちと学びの充実を図っていきます。

◇取組事業

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|-------------------------|---|------------------------|
| 24 | 園庭開放 | 園庭を開放し、保護者の責任の下で、触れ 合いを深める場とします。 | 保育所(園) 幼稚園 |
| 25 | 保育所(園)・幼稚園と小・中 学校の連携 | 子ども一人ひとりの育ちを確実なものとしていくために、成長発達を見守り促していけるよう、保育所、幼稚園、小学校間の研修や交流を深めます。 | 保育所(園) 幼稚園 小・中学校 |
| 26 | 乳幼児教育の振興活動 | 養育者に幼児教育の重要性を知らせたり、 子育ての楽しさを理解してもらうことを目 的として、クラス、個人別の懇談会を行っ たり、クラス・園だよりを配布したり、教 育講演会を実施します。 | 保育所(園) 幼稚園 |
| 27 | 世代間交流事業 | 地域の方とふれあい遊びを通して、人と関わることの楽しさを味わったり、人と関わる力を養ったりする機会としてとらえ、保育計画及び交流実践を行っていきます。 | 保育所(園) 幼稚園 |

⑤信頼される学校づくり

基礎、基本の学力を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、豊かな人間性、健康と体力等の「生きる力」を育成するため、「確かな学力」の向上と「心の教育」の充実をめざします。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|------|---|--------|
| 28 | 総合学習 | 「生きる力」の育成をめざし、小・中学校が創意工夫を生かして、枠を超えた学習をしています。それにより、子どもたちが各教科等で得た個々の知識を結びつけ、活かすことができるよう努めていきます。 | 小・中学校 |

| 29 | 道徳教育 | 体験活動を生かした道徳教育、道徳の時間における資料に開発及び効果的な活用、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組み実践的に研究を行います。 | 小・中学校 |
|----|-------------|---|----------------|
| 30 | 部活動の支援 | 中学生の部活動への参加を促し、活動の活性化を図っていきます。 | 中学校 |
| 31 | 小学校・中学校の整備 | 児童・生徒が安全かつ安心して活動ができるよう、計画的に施設の整備を進めていきます。 | 小•中学校 |
| 32 | 学校評議員制度の活用 | 保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、学校 (園)経営に生かすために、学校評議員制度の 効果的な活用を図っていきます。 | 幼稚園 小・中学校 |
| 33 | 学校施設の開放 | 小・中学校の体育施設(体育館・運動場)を社 会普及のため、市民の方々に開放します。 | 教育総務課 小•中学校 |
| 34 | 学びの広場UDAプラン | 児童・生徒の学力向上のため「保育・授業の充実」と「基本的学習習慣」の確立に向けた取組を行います。公開保育や公開授業を実施し大学教授等の派遣を行います。 | 教育総務課 |

⑥不登校児童・生徒の自立を図り、学習の機会を設定する

不登校の児童生徒に対して、より適切な対応をできるように、きめ細やかな相談体制を構築し、 立ち直りを支援していきます。

◇取組事業

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 | |
|----|--------------------------|--|--------|--|
| 35 | 適応指導教室「はばたき」 | 宇陀市内小・中学校児童・生徒の自立を図り、在籍校への復帰を促すとともに、状況に応じた適切な指導や学習の機会を設定し、学習継続への意欲化を図ります。 | 教育総務課 | |
| 36 | 教育相談(心理) 通級指導教室「ほほえみ」 | 臨床心理士による発達相談や、通常の学級 に在籍しているが、特別な教育的支援が必 要な児童に、実情に応じて通級による指導 を行います | 教育総務課 | |

⑦障がいのある子どもへの支援

障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが自分らしく主体的に生活を送ることができるよう、各専門機関が連携しながら、学校、地域においてともに学ぶ機会の充実や環境づくりを推進します。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|----------|---|--------|
| 37 | 特別児童扶養手当 | 精神、知的又は身体に障がいを有する 20 歳未満の 児童を養育している方を対象に、経済的負担を軽減 するために手当を給付していきます。 | 子ども支援課 |
| 38 | 障害児福祉手当 | 20 歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を必要とする方を対象に、経済的負担を軽減するために手当を給付していきます。 | 介護福祉課 |

| 39 | 障がいのある子ども に対する自立支援給 付事業 | 精神、知的又は身体に障がいを有する 20 歳未満の 方を対象に居宅介護や放課後等デイサービス、ショ ートスティ等のサービスを提供していきます。 | 介護福祉課 |
|----|-------------------------------|---|---------------|
| 40 | こあら教室 | 臨床心理士・保育士が発達障がい児の日常生活における基本的生活習慣、集団生活への適応について指導するとともに、保護者の交流の場を提供します。 | 介護福祉課 |
| 41 | 特別支援教育事業 | 特別な支援を必要とする幼児の受け入れ体制を充実 させるとともに職員の幼児理解のための研修の充実 に取り組みます。学校、療育関係機関と連携を図り ながら、子どもの育ちを支援していきます。 | 保育所(園) 幼稚園 |
| 42 | 心理発達相談事業 | 心理発達相談員による個別相談を実施し、幼児の発達状況を確認し、今後の関わり方についての指導を行っていきます。 | 室生福祉保健交流センター |

(2) 子どもの安全確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちが安全に過ごすことができるよう、園児、児童、生徒への啓発・指導を行うなど、地域における子どもの安全を確保するための活動を推進します。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|--------------------------|--|-------------------------------|
| 43 | 交通安全登校児童指導 | 春と秋の交通安全運動期間中、小学生の通 学時間に合わせて主要交差点において交通 指導を実施していきます。 | 総務課 |
| 44 | 交通安全教室 | 幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校の園 児、児童、生徒を対象に、警察の協力を得 て、交通安全教室を実施していきます。 | 総務課 保育所(園) 幼稚園 小・中学校 |
| 45 | 乳幼児用補助装置(ベビーシート)貸与業務事業 | 新生児から 6 か月未満の乳児を保護養護している方を対象に、ベビーシートを貸与することにより、乳児の安全と保護者の経済的負担を軽減していきます。 | 子ども支援課 |
| 46 | 交通対策協議会による地域の 安全対策の推進 | 関係機関の市で構成された協議会により、 交通安全対策の協議、推進活動を実施して いきます。 | 総務課 |

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進

地域住民の協力を得て、子どもたちを犯罪等から守るための活動を推進します。

◇取組事業

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|-------------------------|---|-------------------------------|
| 47 | 「子ども 110 番の家」旗の 設置 | 子どもが外出時に危険を感じたときなど助けを 呼べる家を旗により表示し、子どもを犯罪等の 被害から守っていきます。 | 総務課 教育総務課 |
| 48 | 防犯ブザーの配布 | 小学校・中学校の新入生及び転校生に、防犯及び安全対策のため防犯ブザーを配布し、防犯意識の向上と対策の充実を図ります。 | 教育総務課 |
| 49 | 青色防犯パトロール | 市内各幼稚園・小学校・中学校の周辺及び通学路を中心に、公用車に青色回転灯を装着し、青色防犯パトロールを実施して子どもたちの安全確保に努めます。 | 総務課 教育総務課 |
| 50 | 生活安全推進協議会による 地域の安全対策の推進 | 関係機関の長で構成された協議会により、犯罪 抑制や防犯対策などの協議、推進活動を実施し ていきます。 | 総務課 危機管理課 |
| 51 | 防犯教室 | 幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校の園児、 児童、生徒を対象に警察の協力を得て、防犯教 室を実施していきます。 | 総務課 保育所(園) 幼稚園 小・中学校 |

③青少年健全育成事業の推進

青少年の健全な育成を阻害する環境又は非行を誘発する行為を防止し、青少年の健全な育成に努めていきます。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|-------------|---|----------------------|
| 52 | 喫煙飲酒防止対策の推進 | 中学生を対象に、喫煙・飲酒についての正 しい知識を啓発し、未成年の喫煙・飲酒を 防止していきます。 | 中学校 保健センター |
| 53 | 街頭啓発 | 青少年の問題行動の早期発見と未然防止の 目的のために、市青少年健全育成協議会と の連携により街頭啓発活動を実施していき ます。 | 生涯学習課 |
| 54 | 啓発標語募集 | 市青少年健全育成協議会との連携により青 少年の健全育成のための啓発標語募集を行っていきます。 | 生涯学習課 |
| 55 | 講演会の実施 | 市青少年健全育成協議会との連携により青 少年の健全育成のための講演会を実施して いきます。 | 生涯学習課 |
| 56 | 絵本の読み聞かせ事業 | 乳幼児とその保護者を対象に、図書館等で、 本に親しむ習慣を身に付けるために、絵本 の読み聞かせ及び絵本の紹介を行っていき ます。 | 図書館 子育て支援セ ンター |

(3)子育てを支援する生活環境づくり

①すべての子育て家庭への支援

子育てに対する不安や心配を解消するために、家庭・地域・行政が連携しながら、子育て家庭へのニーズに対応した事業を推進していきます。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|-----------------------|---|-----------------------|
| 57 | 地域子育で支援拠点事業 | 主に就園前の児童及び保護者を対象に、地域において子育て親子の交流を促進する場を提供するとともに、親子教室、子育て等の相談、情報提供、講習会等の実施、親子サークル活動の支援等を実施していきます。 | 子ども支援課子育て支援センター保育所(園) |
| 58 | ファミリー・サポート・セン ター事業 | 生後6か月から小学3年生までの子どもを養育している方を対象に、安心して子どもを産み育てることができる環境実現のため、ファミリー・サポート・センターを設置し、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいきます。また、定期的に養成講座を実施し、会員を増やし、地域で子育て支援を行っていきます。 | 子ども支援課 |
| 59 | 児童手当 | 中学卒業までの子どもを養育している方を 対象に、児童を養育している方に手当てを 支給することにより、家庭における生活の 安定と、次代の社会を担う児童の健全な育 成及び資質の向上を図ります。 | 子ども支援課 |
| 60 | 子ども医療費助成事業 | 通院医療費については、〇歳~小学校就学前(6歳の年度末まで)の乳幼児を養育している方に対し、乳幼児に係る保険診察分の自己負担額の一部を、また、入院医療費については、中学卒業までの子どもを対象に保険診察分の自己負担額の全額を助成し、子どもの健康保持と福祉の増進を図っていきます。 | 保険年金課 |
| 61 | 国民健康保険出産育児一時金 | 国民健康保険被保険者の妊産婦に対して、 出産育児一時金の支給を行い、保護者の経 済的負担を軽減していきます。 | 保険年金課 |
| 62 | 未熟児養育医療給付事業 | 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。 | 保険年金課 |
| 63 | 就学援助 | 小・中学校に在籍している児童・生徒で生活保護を受けている家庭やそれに準じる程度に困窮している家庭を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などの教育費の一部を助成していきます。 | 教育総務課 |

| 64 | 宇陀市ぬくもり修学奨励金 | 学校教育法に規定する高等学校、高等専修学校、高等専門学校、短期大学、大学にその年度に入学した人で宇陀市に住所があり、向学心に富み、将来のまちづくり活動に積極的に取り組む意欲を持っている人に対して、高等学校・高等専修学校は6万円、高等専門学校・大学(短期大学)は12万円の修学奨励金を支給していきます。 | 教育総務課 |
|----|----------------------|--|----------------------------|
| 65 | 出産祝い金事業 | 新生児の誕生日を祝い、健やかな成長を願って祝い品(ウッピー商品券)を贈っていきます。 | 子ども支援課 |
| 66 | ファーストバースディ祝品贈 呈事業 | 子どもの 1 歳の誕生日を祝い、絵本を介した親子のふれあい及び幼児期から本に親しむ習慣が育まれるよう絵本を贈呈します。 | 子ども支援課 |
| 67 | こんにちは赤ちゃん事業 | 生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭 に、助産師もしくは保健師が訪問し、育児 や子育て支援についての相談を行います。 | 子ども支援課 室生福祉保健 交流センター |

②子どもの多様な体験活動の機会の充実

地域の環境特性を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動のできる場と機会の充実に努めます。 ◇取組事業

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|------------|---|--------------|
| 68 | 文化芸術活動体験交流 | 廃校になった小学校施設を活用し、自然体験や文化芸術活動を通じて交流活動を図っていきます。 また、地域の環境や特性を活かし、地域住民だけでなく、都市住民との交流も図っていきます。 | 企画課 |
| 69 | 子どもフェスタ | 市内の子どもとその保護者を対象に、仲間づくり や参加者の交流を図るための各種プログラムを実 施していきます。 | 生涯学習課 |
| 70 | 市スポーツ少年団 | 市内在住の小学1年生から19歳以下の男女を対象として結成。各団で活動はもとより、親善球技大会等の実施、子どもフェスタへの参画を支援します。 | 生涯学習課 |
| 71 | ジュニアリーダー養成 | 市子ども会連合会との連携により、リーダー養成 を行っていきます。 | 生涯学習課 |
| 72 | 児童館活動 | 市内の小学生を対象に、健全な遊びを通して健康 を増進し、情操を豊かにする目的で活動します。 また、「子どもの居場所」として、学童保育、地域 組織活動の育成等を行います。 | 人権推進課 児童館 |

第6章

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

- 〇児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携して、地域ぐるみの虐待の予 防体制の強化を図るとともに、相談体制の充実を図ります。
- ○虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅 滞なく児童相談所の介入を求め、関係機関との連携強化に努めます。
- 〇保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、保護するととも に養育に大きな困難を抱える家庭への支援に努めます。
- 〇子育て及び母子保健、教育委員会等の市担当部局、家庭児童相談室、保健センター及 び児童委員その他の児童福祉施設、学校、警察、医療機関並びにNPO、ボランティ ア等の民間団体等幅広い関係者の参加による児童虐待の防止体制の強化を図ります。

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(1) 母子家庭及び父子家庭の自立支援

子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等、各種支援施策を推進します。

①すべての子育て家庭への支援

子育てに対する不安や心配を解消するために、家庭・地域・行政が連携しながら、子育て家庭へのニーズに対応した事業を推進していきます。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|----------------|---|--------|
| 73 | 児童扶養手当 | 母子(父子)家庭や父(母)が障がいのある家庭に対して、児童扶養手当を支給します。 | 介護福祉課 |
| 74 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | 母子(父子)家庭の健康の保持増進を図り、 母子(父子)家庭の生活の安定と福祉の向 上のため、医療費の一部を助成します。 | 保険年金課 |

3 子どもの人権を尊重し、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- 〇障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。
- 〇障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して 生活できるよう自立支援医療(育成医療)の給付や年齢や障がい等に応じた専門的な 医療や療育の支援を目指します。
- 〇保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。
- ○奈良県発達障害支援センター等との連携による地域支援・専門的支援を強化しつつ、 地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努め ます。

(1) 子どもの人権の尊重と権利擁護の推進

①人権教育の推進

すべての市民の人権が尊重される社会づくりを目指します。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|------------------------------|---|------------------------|
| 75 | 小中学校での人権教育の推進 | 一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合い、大切にするなかまづくりを進め、いのちの大切さや差別に気づき、共に生きる感性や行動力を育成します。 | 教育総務課 小·中学校 |
| 76 | 保育所(園)・幼稚園での人権 教育 | 子どもの自尊感情を育み、一人ひとりの違いを認め合い、豊かななかま関係を育てていきます。 | 教育総務課 保育所(園) 幼稚園 |
| 77 | 学校地域パートナーシップ事 業(放課後子ども教室) | 小・中学生を対象とし、家庭、学校、地域の連携協力により人権学習や異文化学習等の様々な体験活動通して、社会性(自主性・ 創造性)を培うとともに、人とのつながりの大切さを学ぶ活動を推進します。 | 人権推進課 生涯学習課 |

②児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、心身の成長に大きな影響を与える重大な人権侵害であるということを、保護者をはじめ、市民に啓発し、児童虐待の早期発見と予防に努めていきます。

| | 取組名称 | 内 容 | 担当課・機関 |
|----|---------------------|---|---|
| 78 | 要保護者児童対策地域協議会 | 保護者のいない児童または保護者に監護させることが適当でない児童、及びその保護者に関する情報その他要保護者児童等の適当な保護を図る為に必要な情報の交換を行うとともに、支援に関する協議を行っていきます。 | 子ども支援課 |
| 79 | 虐待の早期発見と予防、対応 | 虐待の予防について啓発し、保育所(園)、 幼稚園、小学校・中学校の健康相談、健康 診査、訪問指導等あらゆる機会における児 童虐待の早期発見や民生児童委員等関係機 関と連携した支援、対応を行っていきます。 | 子ども支援課室生福祉保健 交流センター教育総務課保育所(園) 幼稚園 小・中学校 |
| 80 | 個別事例検討会議(ケース会 議) | 個別事例検討会議において、要保護児童等の状態の把握及び問題点の確認、経過報告、情報の共有、役割分担、共通の認識、主担当機関の決定、援助及び支援計画を検討していきます。 | 子ども支援課 |

第7章

職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ○仕事と生活の調和の実現へ向けて、奈良県、事業所、労働関係機関、子育て支援活動 を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、事業所や地域住民への広 報・啓発を進めます。
- ○仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派 遣などの支援に努めます。
- ○認定マーク(くるみん)*の周知、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- ○融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、仕事と生活の調和 の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

※認定マーク(くるみん): 次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法)に基づき、一般事業主行動計画(以下、行動計画)を策定・実施し、計画に定めた目標を達成した場合等に、一定の基準を満たした事業主を認定する制度があります。事業主が申請することにより、認定基準に基づき、厚生労働省(都道府県労働局長に委任)が認定をします。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を広告、商品、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができます。



2. 仕事と子育ての両立のための基盤整備

〇保育ニーズに対応したサービスの提供

保育所での受け入れを拡大するとともに、新たに病後児保育の提供など、保育サービスの拡充に努めます。

〇保育ニーズの質の向上

保育ニーズの多様化に対応するため、認定こども園の整備を進め、教育・保育の一体化による充実した保育サービスの提供に努めます。

(1) 子育てと仕事の両立 (ワーク・ライフ・バランス) の支援

① 男女共同による子育ての推進

男女が互いに人権を尊重しつつ、子育ての責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、共に子育てに取り組むことができる社会の実現をめざします。

◇取組事業

| | 取組名称 | 内容 | 担当課・機関 |
|----|-----------------|--|-----------------|
| 81 | 男女共同社会の必要性の啓発 | 宇陀市男女共同参画計画に基づき、仕事を しながら子育てをすることへの理解と支援 の必要性ための啓発を行っていきます。 | 人権推進課 |
| 82 | 男女共同参画による子育ての促進 | 妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して、 妊婦届け時や予防接種、乳幼児健診等の場 面で父親の育児参加を促していきます。 | 健康増進課 保健センター |

② 子育て支援のネットワークづくり

地域の中で、親同士が交流したり、子育てに関する相談について話ができるサークル活動の支援 など、必要な時に必要な情報を得ることができる子育てネットワークの構築に努めます。

| | 取組名称 | 内容 | 担当課・機関 |
|----|---------------------|--|-----------|
| 83 | 子育てサークル活動育成支援 事業 | サークル間の交流や活動場所の提供、活動 内容や運営に関する助言・指導をおこなう ことにより、サークル独自の主体的活動を 支援していきます。 | 子育て支援センター |
| 84 | 子育て情報誌の提供 | 情報誌「すくすく」を発行し、関係機関と 連携して子育て情報の提供を行います。 | 子ども支援課 |